第三十八条第五項の表第百四十五条第二項の項を削り、同条に次の一項を加える。

6　法第六十二条第一項の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十六条第一項第一号	掲げる金額（	掲げる金額（当該金額に係る基準法人税額に租税特別措置法第六十二条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額。
第二十三条第一項	加算した金額	加算した金額とし、当該基準法人税額に租税特別措置法第六十二条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額
	、同法	、法人税法
第二十九条第二項	附帯税の額を除く	附帯税の額を除くものとし、当該各課税事業年度の所得基準法人税額に租税特別措置法第六十二条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額とする

第三十八条の四第一項中「（連結法人」を「（他の連結法人」に、「他の連結法人」を「法人にあつては当該他の連結法人を含み、外国法人にあつては法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等」に、「同号イ(3)」を「法第六十二条の三第二項第一号イ(3)」に改め、同条第三項第一号中「（連結法人」を「（他の連結法人」に、「他の連結法人」を「法人にあつては当該他の連結法人を含み、外国法人にあつては法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等」に、「同号イ(3)」を「法第六十二条の三第二項第一号イ(3)」に改め、同条第八項中「法人税法第百五十一条第一項に規定する法人税申告書（修正申告書を除く。第四十二項において「法人税申告書」という。）」を「確定申告書等」に、「第六項の」を「同項の」に、「金額（同項第一号イ(1)」を「金額（同号イ(1)」に改め、同条第十二項第一号中「独立行政法人環境再生保全機構、」を削り、同項第五号中「第五十二条第三号」を「第六十二条第三号」に、「第五十一条第一項」を「第六十一条第一項」に改め、同項第六号中「第七十四条第四号」を「第百十九条第四号」に、「第七十三条第一項」を「第百十八条第一項」に、「都市再生整備推進法人」を「都市再生推進法人」に改め、同条第十五項中「要件とする」を「要件とし、法第六十二条の三第四項第六号に規定する政令で定める土地等の譲渡は、同号に規定する認定事業者である法人に対する当該法人の株主又は社員の有する土地等の譲渡とする」に改め、同条第十六項を削り、同条第十七項を同条第十六項とし、同条第十八項を同条第十七項とし、同条第十九項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、同項を同条第十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

19　法第六十二条の三第四項第九号の二に規定する良好な居住環境を備えたものとして政令で定めるものは、マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第九号に規定するマンション敷地売却事業に係る同法第百九条第一項に規定する決議要除却認定マンションを除却した後の土地に新たに建築される同法第二条第一項第一号に規定するマンションのその住戸の規模及び構造が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合する場合における当該マンションとする。

第三十八条の四第二十三項第二号中「又は区域」を「若しくは区域」に改め、「定められたもの」の下に「又は中心市街地の活性化に関する法律第十六条第一項に規定する認定中心市街地の区域」を加え、同号ロ中「都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画の区域（同法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区内の同法第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を除く。）、同法」を「都市計画法」に改め、同号ロ(1)中「地区計画」を削り、同号ロ(1)(i)を同号ロ(1)(i)とし、同号ロ(1)(ii)を同号ロ(1)(ii)とし、同号ロ(2)中「(1)(i)から(iii)まで」を「(1)(i)又は(ii)」に改め、同号ハを削り、同項第四号を次のように改める。

四　都市再生特別措置法第九十九条に規定する認定誘導事業計画の区域

第三十八条の四第四十二項中「法人税申告書」を「法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書」に改め、同条第四十三項中「（同法第七十一条、第七十二条、第七十四条及び第八十条の規定を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」及び「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第百三十五条第二項の項の次に次のように加える。

第百四十四条の三第一項第一号	掲げる金額	掲げる金額（租税特別措置法第六十二条の三第一項又は第八項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額）
第百四十四条の三第二項第一号	掲げる金額	掲げる金額（租税特別措置法第六十二条の三第一項又は第八項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額）
第百四十四条の四第一項第三号	前節（税額の計算）	前節（税額の計算）並びに租税特別措置法第六十二条の三第一項及び第八項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）
第百四十四条の四第一項第四号及び第二項第二号	の規定	並びに租税特別措置法第六十二条の三第一項及び第八項の規定
第百四十四条の六第一項第三号	前節（税額の計算）	前節（税額の計算）並びに租税特別措置法第六十二条の三第一項及び第八項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）
第百四十四条の六第一項第四号及び第二項第二号	の規定	並びに租税特別措置法第六十二条の三第一項及び第八項の規定
第百四十四条の十三第一項第一号	加算した金額	加算した金額とし、租税特別措置法第六十二条の三第一項又は第八項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額
第百四十四条の十三第一項第二号及び第二項	加算した金額	加算した金額とし、租税特別措置法第六十二条の三第一項又は第八項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額

第三十八条の四第四十三項の表第百四十五条第二項の項を削り、同条第四十四項中「第十九項」を「第十八項又は第十九項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十三項の次に次の一項を加える。

44　法第六十二条の三第一項又は第八項の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十六条第一項第一号	掲げる金額（	掲げる金額（当該金額に係る基準法人税額に租税特別措置法第六十二条の三第一項又は第八項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額。